

平成27(2015)年度  
熊本大学大学院法曹養成研究科

第2期募集(小論文試験問題)

試験時間 120分

頁・・・1～5

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、問題用紙を開いてはいけません。
2. 試験開始後ただちに、問題用紙(この表紙を含めて6枚)、解答用紙(5枚)、下書き用紙(5枚)が、揃っていることを確認してください。
3. 解答用紙のすべて(5枚)に受験番号を記入してください。なお、氏名は記入しないでください。
4. 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入してください。解答用紙のホッチキスは、外さないでください。
5. 配付された解答用紙は、持ち帰ってはいけません。
6. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰ってください。

【課題文】を読み、以下の設問に答えなさい。なお、いずれの問題も法的知識を問うものではありません。

問題1 【課題文】における下線部「ある人がある行為に対して『責任』をもつ」ということはどういうことだと考えますか。80字以上90字以内で述べなさい。

問題2 【課題文】における二重下線部「意志は……社会秩序を維持するために援用される虚構の物語なのだ。」というのはどういうことなのか、また、それについてあなたがどう考えるかを、1000字以上1600字以内で述べなさい。

#### 【課題文】

人間は主体的存在であり、自ら選んだ行為に対して責任を負わねばならない。この考えは近代世界を貫いている。有福孝岳は『行為の哲学』で言う。

ある人がある行為や出来事に対して「責任」をもつと言えるということは一体全体いかなることであろうか。ある行為または出来事に対して「責任を感じる」ということは、その行為または出来事が、その責任を感じる「主体」（人間）によって引き起こされたということの意味する。すなわち、そのように責任を感じている人間主体が、何らかの原因となって、結果としての行為——何か不都合な事態——が生ぜしめられたという場合がそれである。ある行為ないし出来事の原因となるということは、その原因を取り除くことができたならば、別の行為ないし出来事が生じたであろうということの意味する。つまり、責任を感じる人間、行為（出来事）の原因となりうる人間は、その原因を取り除くこともできたはずである。だから、責任の主体は、その行為を自らの意志の自由で遂行しえたことを意味する。もし、何らかの不可抗力や外的要因をもって、ある行為を遂行することを強いられるときには、人は自由意志をもっているとは言えない。あくまである行為に対して「責任」を担いうる主体は、その行為を、自分の自由な意志で自らの意欲をもって、自分自身で、誰からも命令されずに、遂行しえたのでなければならぬ。どんな行為結果が生じたとしても、その結果はあくまでも自分自身が自分の意志で遂行したと言いうるもののみが、責任をもっていると言えるのである。それゆえ、自由な意志と責任とは表裏一体のものである。したがって、自由な意志、自由な人格のみが責任を担いうるのである。すなわち、己の行為結果をことごとく、自分自身に帰属させ

ることができる（…略…）者のみが、責任を担いうる。責任を担いうる行為主体のみが、道徳的人格をもつことができる。それゆえ、道徳的人格（主体）は、自由と責任とを車の両輪としているのである。

しかしこの素朴な人間像はもはや支持できない。（…略…）

ここでカントの第二のタイプの因果関係、「自由による因果律」を見よう。人間は世界を理解する際に、先ほどの因果律とは別の考え方も採用する。行為は人間がなすのであり、外部の原因により引き起こされる単なる出来事ではない。行為者は行為の最終的原因とみなされ、行為者を超えて因果関係を遡らない。しかしそれは何故なのか。すでに見たように人間の行為も自然界の出来事にちがいないから、無限に続く因果関係の網から逃れられるはずがない。カントが区別した二つの因果律の違いに関して中島義道が与える説明を引こう。

〔行為〕 T以前のこうしたさまざまな内的外的原因とTとのあいだには自然因果性が成立している。すなわち、普通「なぜXはTをなしたのか」と問うときの答えとして期待されるのは、すべてこうした自然因果性における原因である。XがYを殺したとして、「XはYに怨みをもっていたから」「Xは激情的な性格をもっているから」「Xは酒を飲むと凶暴になり、犯行当時酩酊状態にあったから」など、あるいは「XはYにかけた保険金を狙っていたから」「XはYに自分の秘密を握られその発覚を恐れていたから」など、Xの性格、T以前のXの状態、Yを殺すXの「理由」や「動機」と呼ばれているものはすべて、この意味での自然因果性における原因である。

だが、こうした諸原因を網羅的に挙げてもXに責任を課す理由を発見できないであろう。むしろ、XがYを殺した原因を詳細に探求すればするほど、通常XがTを犯した「気持ちがよくわかる」ようになるのである。だが、Xの責任を追及することは、Tへと至る経過を理解することとはまったく別である。Xに責任を課すとき、われわれは自然因果性とはまったく異なる（カントの用語を使えば）自由による因果性を適用しているのである。

「自由による因果律」とカントが呼ぶ記述形式は何を意味するのか。ここで我々に関心があるのはカント自身の答えではない。「自然による因果律」とは異なる「自由による因果律」を定立するならば、それはどのように理解されるべきかという点だ。（…略…）外的あるいは内的な条件規定から独立する自由意志によって行為が引き起こされるのではない。ウィットゲンシュタインの有名な提言を思い起こそう（『哲学探究』§621）。

私が腕を上げる時、私の腕は上がる。ここに問題が生まれる。私が腕を上げるとい

う事実から、私の腕が上がるという事実を差し引くと何が残るのだろうか。

意志あるいは主体が残ると答えたくなるが、ウィットゲンシュタインによると、世界を理解する二つの仕方に応じて同じ身体運動が出来事と形容されたり、行為と表現されたりするにすぎない。では我々の記述方式を決める基準は何なのか。行為の源泉として我々が援用する意志なるものは脳内に発生する心理状態ではない。黒田亘は『行為と規範』で意志の社会性を指摘した。「人間のすることの多くが行為ではなく、しないことがしばしば行為であるという、一見逆説的な事情」(強調原著者)の理解不足のために行為や意志の意味が誤解されてきたと黒田は言う。

行為と行為でないものの区別の基準を意志の作用という内面的な過程の有無に求める考えが広く行われてきた。(……)しかし明らかな事実として、行為者自身がいわゆる意志の働きを少しも意識しないで行う行為はいくらかもある。それにこの考えでは、われわれが他人のすることについて、当人の証言をまたず、もちろんその人の心の中を覗きこむこともせず、行為と行為ならぬものの区別を迷わずつけているのはなぜなのか、説明することができない。「行為」の定義的基準とされる意志過程なるものは、あらかじめ常識の了解によって行為ならぬ現象から区別されている人間の営みの背後に、ことさら仮定された内的過程であり、たいていは架空の存在なのである(強調引用者)。

(……)要するに、われわれのすること、なすこと、行うことは、物理的、生理的、心理的な現象としてもつ一定不変の特徴のゆえに「行為」と呼ばれるのではない。「行為」の概念は「規範」や「規則」、「責任」や「価値」といった、それぞれ人間理解の枠組みの一角をなす重要概念と密接な関係にある。ある人間的な現象を行為と見なすことは、同時にそれを右のような重要概念のネットワークに入れ、「規則」「価値」「責任」等々の概念の適用対象でもあるものと考えることなのである。

意志は各個人の内部に属する実体ではない。それは社会秩序を維持するために援用される虚構の物語なのだ。中島の著書から再び引用する。

「超越論的自由」とは(……)ある身体運動が行為であるかぎり、かならずその行為記述と同一の意志記述を要求するということである。(……)もしXが「歩いている」という記述を行為として認めるなら(当人が意識しようとするまいと)そこに「歩こう」という意志記述を認めなければならないということである。Xが「殺した」ことを認めることは、Xのそのときの心理状態に一切かかわらずこの意味でXに「殺す」意志があったことを認めることにほかならない。川で溺れそうな子を見て無我夢中で飛び込み、ずぶ濡れになって子供を抱きかかえつつ「自分が何をしたかわからない」

と語る男はその子を「助けた」がゆえにその子を「助ける」意志をもっていたのである。「助けたい！」と内心叫びながら岸辺で腕を拱いていた人々は「助けなかった」がゆえに「助ける」意志をもっていなかったのである。(強調原著者)

(……) こうした行為と同一記述の意志をわれわれが要求するのは、過去の取り返しが見つからない行為に対してある人に責任を課すからである。「実践的自由」における「自由による因果性」とは意志と行為とのあいだの因果性ではなくて、じつは意志と責任を負うべき結果とのあいだの因果性なのである。ある行為の行為者に責任を負わせることをもって、事後的にその行為の原因としての(過去の)意志を構成するのだ。(強調引用者)

(…略…)

当該行為の「意志」と願望一般は区別しなければならない。ある行為をしようとして心の中で思うだけでは何も起きない。手を動かそうと欲しても、思うだけでは手は微動だにしない。「憎いあいつを殺したい」と思っている間は単なる願望であ(…略…)る。

(…略…) [ここで] 検討する意志は行為の原因としてのそれだ。因果律を基に責任を定立する近代的発想で意志が問題になるのは、意志が行為の原因と認められる限りでのことであり、行為と直接関係ない単なる心理状態ならば、意志について議論する意味がそもそも失われる。ところで意志が原因をなすならば、それに対応する行為は必ず生じなければならない。定義からして原因と結果の間には必然的關係があり、銃の引き金を引く意志があっても実際には発砲する場合もあるしそうでない場合もあると言うならば、そのような意志は行為の原因とは認められない。「明日から絶対にタバコをやめる」という強い意志があっても、実際に明日になると「昨日はそう思ったけど、やはり急にやめるのは大変だから量を半分に減らすことから始めよう」と考えが変わるならば、禁煙するという前日の意志は願望にすぎず、禁煙の原因たりえない。

では意志と単なる願望とを分ける基準はどこにあるのか。それはまさしく行為が実際に起きた事実以外にはありえない。つまり黒田や中島が言うように、ある身体運動を出来事ではなく行為と認めること自体が、そこに意志の存在を事後的に構成するのだ。言い換えるならば責任が問われる時、時間軸上に置かれた意志なる心理状態とその結果という出来事の関係が問題になるのではない。

(…略…)

(…略…) 意志は個人の心理状態でもなければ、脳あるいは身体のどこかに位置づけられる実体でもない。意志とは、ある身体運動を出来事ではなく行為だとする判断そのものだ。人間存在のあり方を理解する形式が意志と呼ばれるのだ。人間は自由な存在だとい

う社会規範がそこに表明されている。以前に流行った表現を借りるならば、意志はモノではなく、コトとして理解しなければならない。

(出典：小坂井敏晶『責任という虚構』(東京大学出版会、2008年)139頁～152頁。原文縦書き。一部変更。「(…略…)」と記述している部分は出題者が省略したところである。原文に付された「注」は省略した。)